

◆ 境川・逢妻川・猿渡川の流域を平成24年4月1日に指定
◆ 同日から行う開発行為（雨水浸透阻害行為）に許可が必要
～ 第27回境川流域総合治水対策協議会の結果報告について ～

平成23年6月22日に開催された、境川流域総合治水対策協議会（名古屋市始め10市2町及び県にて構成）において、以下の項目を協議・確認し、今後も引き続き、積極的に総合治水対策を実施していくことを合意しましたので、お知らせします。

1. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく指定について

境川・逢妻川・猿渡川の流域に特定都市河川浸水被害対策法（平成15年6月11日公布・平成16年5月15日施行、以下、「法」と言う。）に基づき特定都市河川及び特定都市河川流域（以下、「特定都市河川等」という。）を指定するため必要となる国土交通大臣の同意を、平成23年6月13日に得ることができた。これを受け本日開催の協議会において、特定都市河川等を指定する日を平成24年4月1日とすることを合意した。今後、県は、法律に基づく指定の手続きを来月上旬に行なうこととした。

2. 雨水浸透阻害行為の許可の体制整備について

特定都市河川等の指定する日から行なう雨水浸透阻害行為（法律では1,000m²以上）については県知事（名古屋市、豊田市内は市長）の許可が必要となるが、その許可を行なう体制整備について協議した。なお、許可が必要となる面積を500m²以上へ対象範囲を拡大する方向で準備をしていく。

3. 雨水浸透阻害行為の許可が必要となることの周知について

県及び12市町は、雨水浸透阻害行為の対象となる流域内の住民や事業者等に対して、雨水浸透阻害行為の許可が必要となる旨の周知に着手することとした。

4. 許可が必要となる面積規模以下の雨水浸透阻害行為等に対する雨水流出抑制施設の設置の促進について

特定都市河川等の指定後、許可が必要となる面積規模以下の雨水浸透阻害行為や雨水対策を行わずに既に開発された土地に対して、雨水流出抑制施設（雨水貯留・雨水浸透）の設置を促進させるため、本協議会として積極的にPR等を行なうこととした。

5. 「流域水害対策計画」の策定について

現在検討中の法に基づく「流域水害対策計画」について、学識経験者や関係住民の意見を聴取し、河川法に基づく「河川整備計画」とあわせ、特定都市河川等の指定後速やかに策定できるよう県及び12市町は引き続き協力する。

【背景】

○境川・逢妻川・猿渡川の流域(流域面積266km²)の急激な都市化の進展による治水安全度の低下を克服するため、河川整備の促進とともに、流域の開発による洪水流出量の増大を抑制し、流域が従来有していた保水、遊水機能の維持、増大を図ることを目的として、「境川流域整備計画」が、昭和58年に策定され、総合治水対策が推し進められてきた。

○この間、流域の都市化率は約59%に達し、計画想定値の50%を上回り、開発に伴う必要対策量約335万m³に対し、平成22年度末で約182万m³(約54%)にとどまっている。

○平成22年11月22日の第25回境川流域総合治水対策協議会では以下が合意された。

「流域の総合治水対策を確実に進めるため「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を目指すことを合意し、県は国土交通大臣の同意手続きなどに着手する。」

○特定都市河川等の指定の上、さらに雨水浸透阻害行為の許可を要する面積を500m²以上とすることについて、名古屋市及び豊田市についてはそれぞれの市が、それ以外の市町については県が実施に向けて調整を図るものとする。

※境川流域総合治水対策協議会では、二級河川境川と逢妻川と猿渡川の流域を対象に協議しています。

【全国の指定状況】

○特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川等の全国の指定状況

- ① 一級水系鶴見川流域(平成17年4月1日指定、所在地:東京都・神奈川県)
- ② 一級水系新川流域(平成18年1月1日指定、所在地:愛知県)
- ③ 一級水系寝屋川流域(平成18年7月1日指定、所在地:大阪府)
- ④ 二級水系巴川流域(平成21年4月1日指定、所在地:静岡県)

全国では5件目、愛知県では新川流域に続き2件目

●河川整備計画－河川管理者が河川法に基づき、今後20～30年間の治水、利水、環境に関する具体的な河川の整備に関して策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係行政機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。

●流域水害対策計画－河川管理者・県知事・関係市町長・特定都市下水道管理者が共同して、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、今後20～30年間の河川整備と下水道等の内水対策を一体的に策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。



境川・逢妻川・猿渡川の流域で 開発を行う際には、**雨水対策**のための 許可が必要となります。

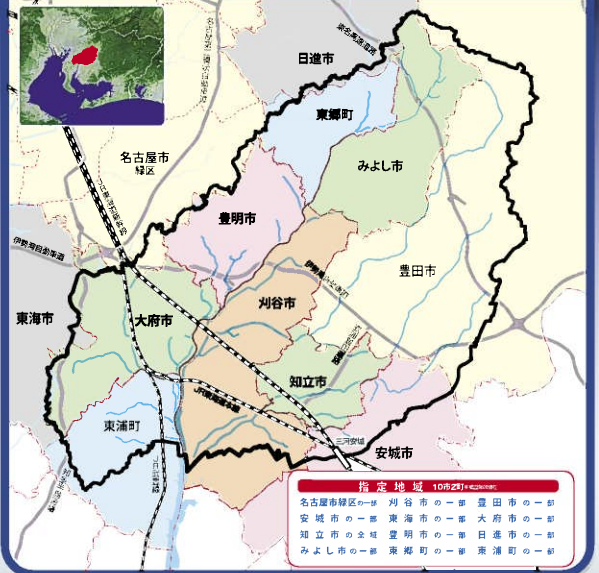
「平成24年4月1日」から
境川・逢妻川・猿渡川の流域は、
総合治水対策をより確実にするため、
「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき
「特定都市河川流域」に指定されます。

「特定都市河川流域」に指定されると

- 田畑など締め固められていない土地で行う**1000m²以上**の開発(雨水浸透阻害行為:雨水がしみ込みにくくなる行為)は、愛知県知事などの**許可**が必要です。(現在、1,000m²以上を500m²以上に対象範囲を拡大する検討を行っています。)
- 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水貯留浸透施設の設置が必要**となります。
- また、許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為は、愛知県知事などの許可が必要となります。

※許可申請が必要となる面積に満たない雨水浸透阻害行為を行われる方も、雨水対策にご協力いただきますようお願いいたします。

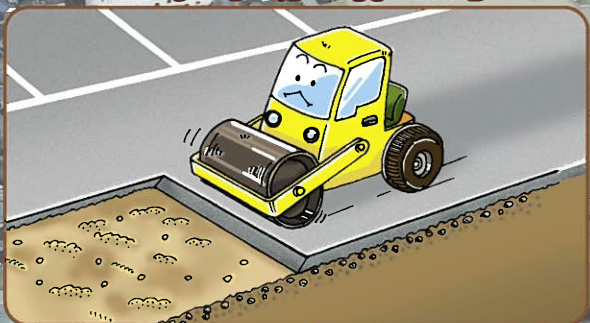
境川・逢妻川・猿渡川の流域位置図 (流域面積:約266km²)



例えば 田畑など締め固められていない土地に建物を建てる時

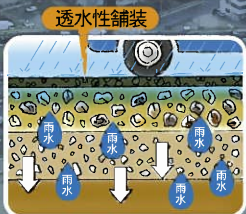
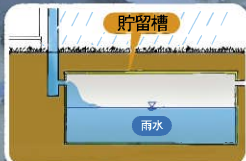


例えば 田畑など締め固められていない土地に駐車場を作る時



この他に田畑などを締め固めてグラウンドや資材置場にする時なども許可が必要です。

雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。



- ※ 特定都市河川流域では、洪水を安全に流下させるため、河川整備を積極的に行なっていきます。
- ※ 浸水被害を軽減させるため、下水道(雨水)などの整備を行っていきます。
- ※ 河川が氾濫した時や、下水道(雨水)に入りきらない浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、都市洪水想定区域図及び都市浸水想定区域図を提供していきます。

■詳しくは、ホームページ又は、開発される土地のある市町により、下記へお問い合わせください。

名古屋市内で行う場合は、
名古屋市長官舎土木局河川管理課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1
TEL 052-972-2882

豊田市内で行う場合は、
豊田市建設部河川課
〒471-8501 豊田市西町三丁目60番地
TEL 0565-34-6672

豊明市、日進市、東郷町内で行う場合は、
愛知県尾張建設事務所河川整備課
〒461-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1
TEL 052-961-4498

東海市、大府市、東浦町内で行う場合は、
愛知県知多建設事務所河川港湾整備課
〒475-0828 半田市瑞穂町一丁目2番地の1
TEL 0569-21-3420

刈谷市、安城市、知立市内で行う場合は、
愛知県知立建設事務所河川整備課
〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124
TEL 0566-82-6489

みよし市内で行う場合は、
愛知県豊田加茂建設事務所河川整備課
〒471-0867 豊田市常盤町3-28
TEL 0565-35-9325

●境川流域総合治水対策協議会は、愛知県と境川・逢妻川・猿渡川流域の10市2町で構成されています。

QRコード



境川流域総合治水対策協議会

ホームページ <http://www.sougo-chisui.jp/>
事務局 / 愛知県建設部
河川課(企画グループ) TEL 052-954-6553
下水道課(公共下水道グループ) TEL 052-954-6533

■ご意見をお寄せください。

県では、許可が必要となる雨水浸透阻害行為面積の対象範囲を1000m²以上から500m²以上に拡大する検討を行っています。このことについて、ご意見をお寄せください。詳細については、上記ホームページまたは、愛知県建設部河川課、愛知県尾張・知立・知多・豊田加茂建設事務所河川(港湾)整備課まで。

【ご意見の提出方法】

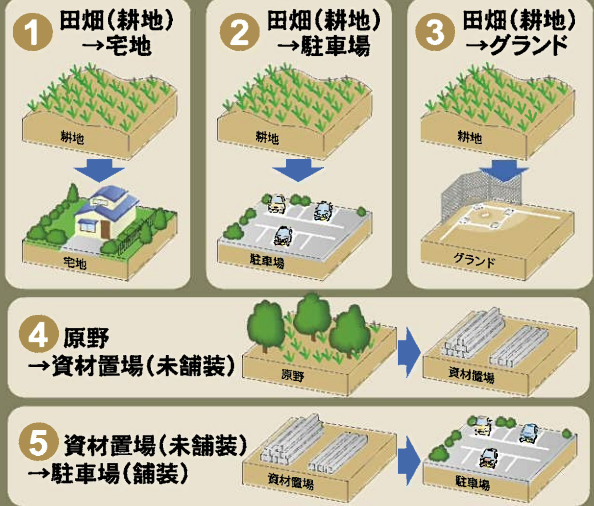
住所・氏名を記入し、書面にて 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 境川流域総合治水対策協議会事務局愛知県建設部河川課まで郵送・FAX(052-953-1457)・電子メール(ホームページ)または直接持参でご提出ください。なお、電話での受付はございませんのでご了承ください。【ご意見の受付期間】平成23年9月30日(金)まで(消印有効)

特定都市河川 流域全体図

境川・逢妻川・猿渡川の流域内河川(愛知県管理33河川)

境川	石ヶ瀬川	井堰川	恩田川	下り松川
逢妻川	鞍流瀬川	茶屋川	発杭川	森前川
逢妻女川	砂川	若王子川	後川	吹戸川
逢妻男川	明神川	前川	流れ川	割目川
五ヶ村川	皆瀬川	小石川	水干川	石田川
明徳寺川	正戸川	新寺田川	布袋子川	
岡田川	阿野川	井守川	猿渡川	

許可を要する雨水浸透阻害行為の具体例



※特定都市河川流域全体図は境川・逢妻川・猿渡川の流域を示すものです。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平23部復、第14号)

